平成２８年（フ）第３００６号
大阪府守口市梶町３丁目57番１―210号
債務者　板木平泰史
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７９４号
大阪府高槻市登美の里町18番19号
債務者　草地　保
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９３０号
大阪府門真市常称寺町16番１―1123号　奥田（方）
債務者　馬場　昌子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９４２号
大阪府吹田市山田西４丁目８番38―103号、前住所大阪府吹田市山田東２丁目48番10号（102）
債務者　野崎　朝美
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１１４号
大阪市東住吉区桑津１丁目９番25―211号
債務者　籾井　寛成
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１５２号
大阪府豊中市服部元町２丁目１番19―301号
債務者　池上　美佳（旧姓大垣）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７１９０号
東京都練馬区高野台２丁目６―13―205
債務者　佐南　芳子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１９４号
東京都世田谷区北烏山２丁目10番Ａ―404号
債務者　井川喜久代
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１９８号
東京都足立区辰沼２丁目16―４―302
債務者　西村　洌
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２０９号
東京都江東区南砂２丁目３―１―303
債務者　矢ケ部香代子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２１３号
東京都足立区六月１丁目20―26―502
債務者　井潟　洋介
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２１６号
東京都荒川区南千住４丁目９―１―805
債務者　古川　忍
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３５号
静岡市葵区瀬名中央１丁目５番８号、旧住所静岡市清水区草薙２丁目12番11―307号シャトー草薙
債務者　横山　滋樹
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６２号
静岡県島田市本通６丁目7827番地、旧住所静岡県島田市南２丁目17番17号
債務者　松永　孝次
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月５日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９０３号
東京都八王子市大谷町54番地51
債務者　岩間　千恵
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部